

優良電子帳簿とJDLの対応のご案内

※概要のご案内です。内容に変更がある場合がございます

令和9年度分の青色申告控除の変更点

	現行	改正後	必要な条件
① 最高	65万円	75万円	複式簿記 + e-Tax + 優良電子帳簿の保存
② 標準	65万円	65万円	複式簿記 + e-Tax (優良帳簿はなし)
③ 紙	55万円	10万円	確定申告書を「紙」で出す

優良電子帳簿保存の為の要件

- ① 複式簿記で記録される会計ソフト
- ② コンピューターやディスプレイ、プリンター等
- ③ システム関係書類等の備え付け (特に事務処理マニュアルの作成)
- ④ 税務署長への届出書の提出

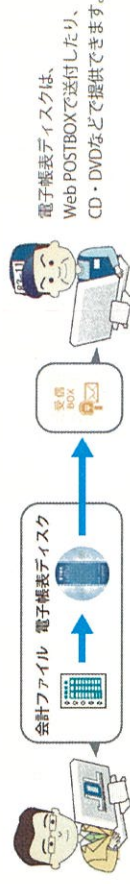
優良電子帳簿の運用ルール

- ① 期首より運用を開始する
- ② 入力・訂正期限を守る (2カ月 + 7日以内)



会計事務所での対応

- ① 会計ファイル設定で「電子データ保存」を“する”に変更します。
- ② 定期的に電子帳表ディスクを顧問先に送付します。



バージョンアップ予定製品

※下記製品については顧問先で加除訂正履歴を会計事務所にて受け取れるようバージョンアップ予定です。(令和8年冬)

- JDL Benny AI Station 出納帳
- JDL IBEX出納帳 / JDL IBEX出納帳net (AO net含む)
- JDL IBEX出納帳Major
- JDL IBEX BookKeeper

電子帳表ディスク作成

セキュリティも万全！

内容を改ざんできず、パスワード設定も可能

電子帳簿保存に対応！

仕訳帳や元帳を印刷せず電子帳簿として保存可能

JDLシステムがない顧問先でも閲覧・印刷が可能
WordやExcel®など、JDLデータ以外のファイルの書き込みが可能

保存要件への対応と認められない処理

保存要件への対応

1. システムの初期設定

会計ファイル作成時に「電子データ保存」を「する」に設定し、「誤りの是正期間（7日以内）」および「通常処理の締日（1か月以内）」を設定します。

2. 事務処理マニュアル等の備付け

電子計算機処理や電磁的記録の保存に関する事務手続きを明らかにした書類を作成・備え付ける必要があります。（記帳代行の場合は委託契約書）
国税庁のホームページに公開されているサンプルがございます。

3. 見読可能装置の備付け等

ディスプレイやプリンターが常に正常動作するよう、メモリー容量やエラーの有無を定期的に確認・整備します。

4. 検索・抽出機能の確保

一連番号、取引年月日、入力年月日、勘定科目、取引金額などの条件で仕訳履歴を検索でき、CSV等でダウンロード要請に応じられる必要があります。



認められない処理（※重要）

認められない処理

- **会計期間途中からの入力**
最初の記録段階から一貫して帳簿付けを行う必要がある
- **イメージ摘要の使用**
手書きイメージの摘要は保存要件を満たしません
- **特殊な文字の使用**
外字・特殊文字の使用で保存要件を満たせなくなる場合あり
- **使用できない文字の使用（記帳代行等）**
JDL特有文字を使用した会計ファイルから作成のディスクは不可
- **課税期間終了後のまとめ記帳（記帳代行）**
速やかに電子帳表ディスクを提供・保管する必要がある
- **税抜自動振替**
履歴が記録されないため不可。手動で処理が必要
- **同じ種類の仕訳を集計して1つの仕訳として転記**
連動元との関係連性が確保できなくなるため不可
- **仕訳の訂正を逆仕訳（反対仕訳）で入力**
元仕訳を直接訂正するか、削除した上で追加し直す
- **同期処理・監査機能の使用、NDストレージやJ-LANでのデータやりとり**
変更履歴が正しく記録されないため不可。accファイル等による上書き登録で対応
※バージョンアップにて対応予定